(趣旨)

第1条 知事は、住宅産業の振興及び林業・木材産業の活性化を図るため、本要綱に掲げる要件 を満たした木造住宅の新築、増築及び改築(以下「構造材等使用事業」という。)、並びに住 宅の内外装材の整備(以下「内外装材整備事業」という。)に要する乾燥紀州材の使用に係る 経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補 助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)の規定によるほ か、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 乾燥紀州材 県内の森林で生産され、県内で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱(平成22年制定)により紀州材と認証されるもの等をいう。
 - (2) 木造住宅 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第5号に規定する主要構造 部が木造である住宅をいう。
 - (3)既存住宅 新たに建設された住宅でまだ人の居住の用に供したことのないもの以外の住宅 (その種類(専用住宅、店舗その他の併用住宅等)、建て方(一戸建て、長屋建て、共同住宅等)及び構造(木造、非木造)のいかんを問わない。)をいう。
 - (4)構造材 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する基礎、 基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類する ものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。) で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他 の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
 - (5) 内外装材 床、内壁、天井、階段、外壁等をいい、持ち運び(取り外し)可能な建具、棚、机、椅子、看板等を除くものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 県内に自ら居住するための木造住宅について、構造材事業を実施しようとする者
 - (2) 県内に自ら居住するための住宅について、内外装材整備事業を実施しようとする者

(補助対象事業)

- 第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 構造材等使用事業にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア. 県内において自ら居住するための木造住宅を新築、増築又は改築するものであること (建売住宅を除く。)。
 - イ. 乾燥紀州材を住宅の構造材又は構造材と併せて内外装材若しくは下地材等に使用する ものであること。
 - ウ. 乾燥紀州材の使用材積が5立方メートル以上であること。
 - 工.事業実施年度の3月末日(その日が和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)である場合は、その前日)までに補助対象部分の工事が完了するものであること。
 - オ.補助金等の交付の対象となる事業が同一である本県の他の補助金等を重複受給しない ものであること。
 - カ. 乾燥紀州材の使用が、仮止め部材などの一時的な使用でないこと。
 - キ. 事業の内容が、建築基準法、建築基準法施行令等の建築関係法令に抵触しないものであること。

- (2) 内外装材整備事業にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア. 県内に自ら居住するための住宅に内外装材を整備するものであること (建売住宅を除く。)。
 - イ. 乾燥紀州材を住宅の内外装材に使用するものであること(可視部分の部材として使用するものに限り、下地材等の表面に現れていない部材としての使用を除く。)。
 - ウ. 内外装材として利用する乾燥紀州材の使用面積が20平方メートル以上であること。
 - エ. 工事請負契約書又は請書が交わされた上で、対象となる事業に係る工事を行うものであること。
 - オ.事業実施年度の3月末日(その日が休日である場合は、その前日)までに補助対象部分の工事が完了するものであること。
 - カ.補助金等の交付の対象となる事業が同一である本県の他の補助金等を重複受給しないものであること。
 - キ. 乾燥紀州材の使用が、仮止め部材などの一時的な使用でないこと。
 - ク. 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された延べ床面積400平方メートル以下の既存住宅(木造住宅にあっては、2階建て以下のものに限る。以下「耐震診断を要する既存住宅」という。)にあっては、補助金の交付の申請の前に既に耐震診断を受け、耐震改修の必要がないと認められているものであること。ただし、耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた場合であって、当該既存住宅に係る耐震改修工事を実施済みであるか、又は内外装材整備に併せて当該既存住宅に係る耐震改修工事が実施されることが確実であると認められる場合は、この限りでない。
 - ケ. 内外装材整備事業の内容が、建築基準法、建築基準法施行令等の建築関係法令に抵触 しないものであること。

(補助金の上限額)

第5条 補助金の上限額は、補助事業の種別ごとに、使用する乾燥紀州材の使用材積又は使用面積に応じ、次のとおりとする。

補助事業の種別	乾燥紀州材の使用材積又 は使用面積 (1棟当たり)	補助金の上限額 (1棟当たり)
	5 立方メートル以上 1 0 立方メートル未満	60,000円
構造材等使用事業	10立方メートル以上 15立方メートル未満	130,000円
	15立方メートル以上	200,000円
内外装材整備事業	20平方メートル以上	50,000円

2 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とを併用する住宅の場合にあっては、事業 の用に供する部分に係る乾燥紀州材は、使用材積又は使用面積に算入しないものとする。

(補助金の申込み)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、補助対象事業に着手 しようとする日の前日から起算して3日前(その日が休日の場合は、その前日)までに、次の 各号に掲げる補助対象事業について、当該各号に掲げる表に定める書類を知事に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 構造材等使用事業

提出書類	様	式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
紀州材で建てる地域住宅支援 事業申込書	別記第1号様式	必須	各1部	3月15日(休日の	
紀州材で建てる地域住宅支援 事業計画書	別記第2	2 号様式			場合は、その前日)
木拾い表 (計画)	別記第3	号様式			
誓約書	別記第4	号様式			
建築確認が必要な区域及び建物にあっては、建築基準法第6条に定める建築確認済証の写し及び建築確認申請書(控え)の写し(第一面から第六面まで)					
建築確認が必要でない区域に あっては、建築基準法第15 条に定める建築工事届出書 (第一面から第四面まで)の 写し。ただし、行政機関の受 理印がないものにあっては、 建築工事届の受理を証明する 書類を添付すること。					
設計図(付近見取図、配置図及び各階平面図)の写し					

(2) 内外装材整備事業

提出書類	様	式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
紀州材で建てる地域住宅支援 事業申込書(内外装材整備事 業)	別記第1	号様式	必須	各1部	3月15 日(休日の 場合は、そ
紀州材で建てる地域住宅支援 事業計画書(内外装材整備事 業)	別記第2の2	号様式			の前日)
内外装材整備事業木拾い表 (計画)	別記第3 の2	号様式			
誓約書	別記第4	号様式			
設計図(付近見取図、配置図 及び各階平面図)の写し。た だし、設計図が無い場合は、 補助対象箇所の面積を確認で きる図面等の写し					

提出書類	様	式	提出要件	提出 部数	最終提出 期限
建築確認が必要な区域及び建物にあっては、建築基準法第6条に定める建築確認済証の写し及び建築確認申請書(控え)の写し(第一面から第六面まで)			住宅を新築、増 築又は改築す る際に内外装 材を整備する 場合	各1部	3月15 日(休日の 場合は、そ の前日)
建築確認が必要でない区域に あっては、建築基準法第15 条に定める建築工事届出書 (第一面から第四面まで)の 写し。ただし、行政機関の受 理印がないものにあっては、 建築工事届の受理を証明する 書類を添付すること。					
工事請負契約書又は請書の写し			既存住宅の内外装材に紀州材を使用する		
工事着手前写真(既存住宅全 体及び工事箇所ごとの写真)			場合		
既存住宅の建設された時期 (着工年月日)を確認できる 書類の写し	建築確認 写し又は 事届出書	は建築工			
耐震診断の結果を確認できる 書類の写し			耐震診断を要 する既存住宅 の内外装材整 備を行う場合		
住宅耐震改修工事を実施済み 又は既存住宅の内外装材整備 に併せて住宅耐震改修工事を 実施することを確認できる書 類の写し			耐震診断を要する既存住宅で、耐震基準未満と判定対整 情を行う場合		

- 2 補助金の申込みは、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者が行うこと
- (1) 構造材等使用事業及び内外装材整備事業であって、新築、増築、改築を行う場合 建 築確認申請書又は建築工事届に記載された建築主
- (2) 内外装材整備事業であって、既存住宅の内外装材を整備する場合 工事請負契約書又は 請書に記載された建築主
- 3 前項各号に定める建築主が複数である場合は、建築主の中から代表者1名を選任するものとする。この場合において、申込者は第1項の書類と併せて委任状(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 補助金の申込みの受付は、先着順とする。ただし、形式上の要件(記載事項に不備がなく、かつ、必要書類が添付されていること。) に適合しないと認められる申込書は、受け付けないものとする。

- 5 補助金の申込額の合計が予算額に達した日をもって補助金の申込みの受付を終了するものとする。ただし、当該日の受付時間の間に補助金の申込額の合計額が予算額を上回ることとなった場合は、当該日に受け付けた申込者の中から、抽選により補助金の交付の対象者を決定するものとする。
- 6 前項の抽選の結果、対象者とならなかった者については、事業実施年度の3月25日まで 補欠者として登録し、登録期間内に他の申込者の辞退等により、申込みの取消しが生じた場 合等に、予算の範囲内で繰り上げて補助金の交付の対象者とするものとする。
- 7 内外装材整備事業の申込みは、事業年度ごとに、申込者1人当たり及び住宅1戸当たり1 回を限度とする。
- 8 構造材等使用事業と内外装材整備事業を併用した申込みは受け付けない。

(申込内容の変更等)

- 第7条 申込者は、事業の申込内容について、次の各号に該当する変更が生じたときは、速やかに紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金申込(変更・取消)届(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。
 - (1)申込者の住所又は氏名の変更(住所については、新たに建築された住居に転居した場合を除く。)
 - (2) 乾燥紀州材の使用材積又は使用面積の変更
 - (3) 施工業者の名称又は所在地の変更
 - (4) 事業の中止
 - 2 事業申込書提出後の補助金の増額変更は、認めないものとする。
 - 3 第1項第1号から第3号までに該当する変更については、交付申請をもって第1項の変更 届に替えることができるものとする。

(現地調査等)

- 第8条 知事は、第6条の申込みを受付けたときは、申込内容を審査し、その結果を申込者本 人に通知するものとする。
 - 2 知事は、前項の審査のため、必要と認めるときは、現地調査及び第4条に規定する要件に関する調査を実施することができる。この場合、申込者は、当該調査に協力しなければならない。

(交付申請)

- 第9条 前条第1項の審査に合格した者は、規則第4条に規定する交付申請書に、次の各号に掲げる補助対象事業について、当該各号に掲げる表に定める書類を添付して、知事に補助金の交付を申請するものとする。
 - (1) 構造材等使用事業

提出書類	様 式	提出部数	提出期限
紀州材で建てる地域住宅支援	別記第7号様式	各1部	3月末日(休日
援事業実績書			の場合は、その
木拾い表(実績)	別記第3号様式		前日)
紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書(補助対象事業において使用した乾燥紀州材に係るものに限る。)			
写真(構造材完成(棟上げ)時、 内外装材等完成時の写真)			

(2) 内外装材整備事業

			I	
提出書類	様	式	提出部数	提出期限
紀州材で建てる地域住宅支援 援事業実績書(内外装材整備事	別記第7 の2	号様式	各1部	3月末日(休日 の場合は、その
業)				前日)
内外装材整備事業木拾い表(実 績)	別記第3の2	号様式		
/IQ /	\ \			
紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書(補助対象事業において使用した乾燥紀州材に係るものに限る。)		\		
工事箇所ごとの写真(内外装材 等完成時の写真)				

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第10条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、規則第5条に規定する補助金等の交付の決定と同時に行うものとする。
 - 2 前項の補助金等の交付の決定及び額の確定は、紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金の 交付決定及び額の確定通知書(別記第8号様式)により申込者に通知するものとする。

(交付条件)

- 第11条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の執行に当たっては、規則及びこの要綱の定めるところに従うこと。
- (2)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3)補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年(以下「処分制限期間」という。)内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならないこと。
- (4)前号の規定により処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより、収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に返納しなければならないこと。
- (6)この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての 証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(書類の経由)

第12条 規則又はこの要綱により知事に提出する書類は、本事業の実施地を管轄する振興局農林水 産振興部長(林務課を提出先とする。)を経由して提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(紀州材需要創出事業 (家づくり支援) 補助金交付要綱の廃止)

2 紀州材需要創出事業(家づくり支援)補助金交付要綱(平成19年制定)は、廃止する。 附 則

(施行日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附則

(施行日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。